

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

8
August
2012
Vol.176



山口東京理科大学は、創立131年の歴史と伝統を有する学校法人東京理科大学を母体としています。
工学部の中に、機械工学科、電気工学科、応用化学科の3学科を擁し、地域産業界で活躍できる人材を育成しています。
写真提供：山口東京理科大学（山口県山陽小野田市）

CONTENTS

- 平成24年度 学術研究振興資金贈呈式…………… 2
- 学術研究振興資金 若手研究者活動報告…………… 4
- 受配者指定寄付金を利用した外部資金の導入…………… 6
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき／
被災された方に対する一部負担金の免除の期限にご注意ください…………… 8
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには…………… 9
- 税制改正に伴う積立共済年金及び共済定期保険の生命保険料控除／
被用者年金制度一元化法案等の動向……………10
- 平成24年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて……………11
- 共済業務の相談窓口……………12
- 私学共済相談員一覧／災害貸付……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十四年度 学術研究振興資金贈呈式

—学術研究振興資金七一件、若手研究者奨励金三〇件に交付—

五月晴れの五月十八日（金）。平成二十四年度学術研究振興資金贈呈式を文京区湯島にある「東京ガーデンパレス」で開催いたしました。

文部科学省や経済団体などから二五名の来賓をお招きし、また、「学術研究振興資金」に選ばれた研究代表者七一名の中から「人文・社会科学系」一七名、「理工・農学系」一三名、「生物系」一六名、さらに「若手研究者奨励金」に選ばれた二〇名の中から二二名、計六七名の研究者の方々にご出席いただきました。

贈呈式では、河田悌一私学事業団理事長から、北城恪太郎氏（日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学



学術研究振興資金贈呈式の会場風景

理事長）や清水司氏（基金世話人会顧問、学校法人渡辺学園理事長）ら来賓各位への感謝の言葉を、また、今回で三十七回目となる学術研究振興資金の原資である学術研究振興基金（現在五三億九千万円を保有）への日本工業倶楽部などからの寄付に対する御礼を申しました。そして、この基金の果実から、本年度は一億三千万円の資金が、採択された一〇一件の研究に対して交付される旨を説明しました（下表参照）。

本年度の学術研究振興資金を授与された研究者に対しては、各学校における教育にも力を入れながら、この資金をもとに研究に励み、いっそう大きな成果を上げていただきたいと激励。『論語』の「学びて思わざれば則ち罔（く）やうしし」という孔子の言葉を引いて、実証研究と思索活動の統合を図ってほしいと、挨拶を結びました。

次に、来賓を代表して文部科学省高等教育局私学部長の小松親次郎氏から、「今、我が国は少子高齢化の進展や経済、雇用状況の難しさに加え、東日本大震災からの復興やエネルギー問

題の対応など、様々な課題に直面している。このような中で、グローバル化への対応やイノベーション、地域再生への貢献など、大学の果たす機能に対し期待や要望がこれまでになく高まっている。特に独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を展開する私立大学等は、我が国の高等教育の八割を担っており、その役割は益々重要となっている。国の財政状況が非常に厳しい中にあっても、経常費助成のよ

を代表する制度として高い評価を受けている。研究者の方々がこの研究資金を有効に活用され、更なる研究成果を目指し益々活躍されることを心より期待するとともに、この基金が一層発展し、私立大学等における学術研究の進展に貢献していくことをお祈りする。」との祝辞をいただきました。

さらに現在、学術研究振興資金選考委員会委員を務めている、日本医科大学大学院教授の田中信之氏から、かつて当該資金を受領した経験者として、今回交付を受ける私学の研究者、特に若手研究者に対して、次のようなアドバイスをいただきました。

「最近の著しい科学技術の進歩によって、短期間に多くの研究データが得られ、研究の発展が図られるように

学術研究振興資金 分野別交付状況

（単位：千円）

年 度 分 野	平成24年度		昭和51年度からの累計	
	件数	交付額	件数	交付額
医 学	25	57,000	753	2,719,980
環 境 科 学	6	13,900	70	205,540
理 学	3	2,700	242	847,210
工 学	3	8,600	422	1,613,260
農 学	2	2,800	104	267,200
文 学	11	9,100	547	699,060
法 学	1	2,000	64	104,320
経 済 学	10	10,700	180	228,380
家 政 学	1	800	91	208,260
体 育 学	3	4,500	13	26,800
教 育 学	6	2,900	166	180,970
小 計	71	115,000	2,652	7,100,980
若手研究者奨励金	30	15,000	115	48,700
合 計	101	130,000	2,767	7,149,680

注：「若手研究者奨励金」は平成20年度からの交付である。



河田理事長から贈呈書を授与される前田学習院大学教授

なつてはきたが、それに伴う研究の高度化と費用の増大は、研究者にとって大きな課題である。現在は、外部から多くの資金を獲得しなければ、先端的な研究を継続することは困難な状況である。研究資金獲得の参考として、応募書類を審査する選考委員の立場から述べると、社会的有用性、発展性が具体的に分かりやすい流れをもって記載され、さらに研究結果が想定と異なつてしまった場合の対処まで具体的に記載されていると、高い評価に結びつくのではないかと思われる。また、書類の作成にあたっては、時間をかけて十分内容を練り上げ、読む人を納得させる工夫が重要である。私自身、声に出して読んでみることで問題点を把握している。なお、研究費の使い方については、円滑な研究を進めるためにも、研究者は独りよがりにはならず、細か

なことでも事務局と相談するなど、周りと連携を常に心掛けることが大切である。」

ついで、学術研究振興資金選考委員会委員長の片山倫子氏（東京家政大学名誉教授）から、「平成二十四年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の選考経過」について、次のような報告がありました。

一 学術研究振興資金

二十三年十月までに応募があったのは、計一六九校（大学一五五校、短期大学一三校、高等専門学校一校）であった。この資金に応募できるのは、一学校につき一件であるため、各学校とも学内選考を経たうえで申請された、いずれも優れた研究課題であった。提出された研究計画を、「人文・社会科学系」「理工・農学系」「生物系」の三分野に区分し、各分野六名の選考委員が、①研究目的、②研究計画、③研究の獨創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性について書類審査を実施した。さらに、本資金の趣旨に則り、可能な限り多くの研究課題を採択して学術研究の活性化を支援する、という考えのもと、学術研究振興資金選考委員会で審議を行った。この結果、「人文・社会科学系」二八件、「理工・農学系」一八件、「生物系」二五件の計七一件の研究が採択された。

二 若手研究者奨励金

二十四年度と二十五年度は、「生物系・医学系」の研究を対象としたが、本年度分は七九校から応募があった。学術研究振興資金とは別に五名の審査専門委員が書類審査を行った。将来を嘱望される若手研究者の研究ということで、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の獨創性、④研究の発展性について審査を行った。この結果、最終的に学術研究振興資金選考委員会の合議による審議を経て、三〇件の研究が採択された。

以上の報告の後、河田理事長から研究代表者に、資金贈呈書が授与されました。

最後に、資金を贈呈された計一〇一件の研究を代表して、学習院大学教授の前田直子氏が、「グローバル化した世界の中で日本の進歩や発展は、同時に世界と人類全体の進歩や発展に直接つながっている。科学技術そして学問は、文化芸術あるいはスポーツと同様、人と人との平和的交流と結束にこれまでも大きく寄与しており、高等教育機関である大学は、今後益々その役割が期待され、中でもそのおよそ八割を占める私学の責任は重大であると改めて認識している。

昨年の東日本大震災の折は、世界各地の研究者から温かいお見舞いと励ま

しの言葉ももらい、グローバル化した世界がより密接に結びついていることを改めて実感した。日本語の研究者や教育者を支援するネットワーク形成についての研究をしている私どもも研究グループは、このたびの資金交付により、さらに学際的な枠組みを広げ、日本を世界へ発信していくとともに、日本社会と国際社会に対する貢献に努めたいと考えている。学術研究振興基金へご寄付をいただいた経済団体や民間企業、篤志家の皆様など、関係各位に深く感謝を申しあげる。私どもの固い決意をここに報告し、御礼の言葉としたい。」と、謝辞を述べられました。

その後、会場を隣室に移し、北城恪太郎氏のユーモアと示唆に富んだスピーチをいただき、参加者全員で約一時間、懇談の会を行いました。

※なお、交付された研究課題は、私学事業団ホームページに掲載しています。
〔助成業務〕学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 採択研究課題一覧」、又は、「学術研究振興資金（若手研究者奨励金）採択研究課題一覧」

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎〇三(三三三〇)七二二六・七二二九
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

学術研究振興資金 若手研究者活動報告

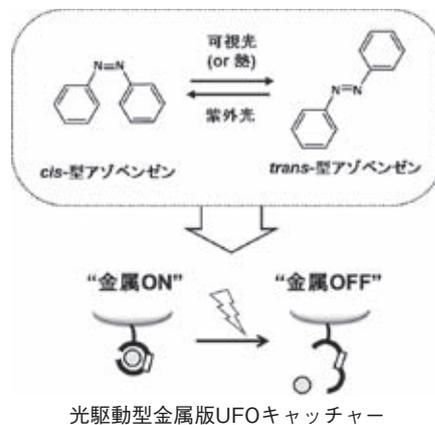
青山学院大学 理工学部

化学・生命科学科

助教 高橋 勇雄

りません。

私学事業団では、優れた研究能力を有する若手研究者の研究意欲を高め、研究の発展を支援するため、「学術研究振興資金（若手研究者奨励金）」として、学術研究振興基金の運用益の一部を交付しています。平成二十三年度は、理工系、農学系の研究分野で募集しました。本号では、二十三年度に交付されたお二人の研究者に研究内容をご紹介します。



えられるからです。最終的には、アゾベンゼン分子から銅イオンが離れる速度よりも、銅イオンが金表面から遠くへ拡散する速度の方が遅いため、という結論に至りました。

私学事業団では、優れた研究能力を有する若手研究者の研究意欲を高め、研究の発展を支援するため、「学術研究振興資金（若手研究者奨励金）」として、学術研究振興基金の運用益の一部を交付しています。平成二十三年度は、理工系、農学系の研究分野で募集しました。本号では、二十三年度に交付されたお二人の研究者に研究内容をご紹介します。

私が研究しているのは、実際にはリサイクルには程遠く、「どうすれば金属イオンを付けたら、離したりできるか」という点です。ゲームセンターにある「UFOキャッチャー」を思い浮かべてみてください。なかなか目的のぬいぐるみが取れないときには、もっと強くくっつけばいいのに、と思ったはずで。では、アームの部分に瞬間接着剤をつけてみましょう。この場合ぬいぐるみは必ず接着しますが、接着したぬいぐるみはアームから取れるでしょうか。金属イオンを付けたら、離したりするのはこれに似ています。強く接着する（結合する）ということは、なかなか離れないということを意味します。これを解決するため、光で構造変化するアゾベンゼンという分子に着目しました。下図に示すように、アゾベンゼンは二つの構造を有し、光を照射することでその構造を変化させることができます。我々はこれを利用して、光で動かして金属をON/OFFするUFOキャッチャーが作れないかと考えたのです（分かりにくい方は図の金属の部分のぬいぐるみに置き換えてみてください）。

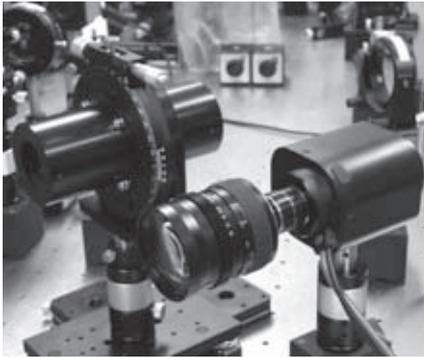
実際にこのような分子システムを構築し、実験を行いました。金属イオンとして銅イオンを用い、銅イオンの結合をモニターするためにアゾベンゼン分子を金の表面に修飾しました。銅が金表面上の分子へ結合する場合、期待通りにtrans-型よりもcis-型の方が強く銅イオンと結合することが分かりました。次に、銅イオンが離れる過程を電気化学測定によりリアルタイムでモニターしたところ、両者ともに同様の速度で銅が解離することが分かりました。当初、このような結果は化学的に見て、非常に不思議なものでした。なぜなら、結合が強いということは離れにくいということと同義であると考え

昨年、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金（若手研究者奨励金）の援助をいただき、特に銅イオンが解離する過程について明らかにすることができました。研究に用いる金（Au）や特注の電気化学セルは非常に高価ですので、研究助成をいただくことができ、大変感謝しております。将来的に意義がある研究は大学でこそ行われるべきであると思います。実際に、現在得られた結果から金属結合を光スイッチできる可能性は見えましたが、まだ完全に達成できてはいません。しかし、今回のような金属の解離過程は、溶液中では観測することが非常に難しいため、本研究で新たに見出されたものです。私のような駆け出しの研究者が得られる助成金は多くはありません。本資金のような若手への助成が今後も拡充していくことを願い、またその一翼を自分が担うべく、今後も邁進していきたいと思っております。

私は青山学院大学理工学部にて、光を利用した金属イオンのON/OFF制御についての研究を行っております。皆様もご存じのように金属元素は現代テクノロジーを支える必須元素であり、身近な携帯電話、テレビなど様々な製品に含まれています。また、私たちの体内でも金属イオンが働いており、例えば血中で酸素を運搬するヘモグロビンは、鉄がその機能中心として存在します。しかし、金属は、レアメタル（希少金属）と呼ばれるように有限資源であり、また、私たちの体内に過剰に摂取されると過去の痛ましい公害が示すように毒ともなります。したがってこれら金属イオンは適切に取り除かれ、さらに言えば再利用されるべきです。都市鉱山という言葉をご存知でしょうか。日本国内にある廃品中の金属資源をリサイクルできれば、輸入しなくともすでに十分な量が国内に存在するそうです。ただし、もちろんリサイクルというのは簡単なことではあ

光産業創成大学院大学
光情報・システム分野
助教 花山 良平

私は「微小非球面レンズ測定用軸対称シヤリング干渉計の構築」の課題にて平成二十三年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）をいただきました。この研究は直径が一ミリメートル程度以下であるような微小非球面レンズの形状の測定と光学性能の評価を行うための軸対称シヤリング干渉計の構築を目的としています。微小径レンズは携帯電話やスマートフォンに内蔵されたカメラや医療用内視鏡用などにすでに広く利用されていますが、その評価技術は未だ発達段階にあります。このような状況でレンズの製造業者とレンズの利用者である精密機器の製造業者が相互に信頼できる基盤としての評価技術の構築が肝要であると考え、この研



波面回転機構と波面拡大・縮小機構

究に取り組んでいます。

光干渉計はレーザー光を用いる精密測定手法です。光は波長が数百ナノメートル（一ナノメートルは一ミリメートルの百万分の一）の電磁波で、レーザー光とは波長（波の山と山の間隔）や位相（山や谷のタイミング）が非常に揃った状態の光です。光源から発射され平行な光の束となつて進むレーザー光の波のある一つの山に注目すると、あたかも一つの平面が進行しているように考えることができ、これを光の波面と呼びます。波面が測定しようとするレンズに当たると大部分は透過しレンズの作用により集光しますが、残りの部分は表面で反射し、反射した波面にレンズの表面の形状が転写されます。この波面の形を測定することでレンズの形状を測定することができます。光の波面の形を測定する代表的な手法が光干渉法です。また、同様にしてレンズを透過した光の波面の形を測定することでレンズの光学的な性能を測定することも可能です。

光干渉計では通常、測定しようとする波面と、参照波面と呼ばれる形が精密に分かっている波面とを重ね合わせることで観測される縞模様（干渉縞）により波面の形状を測定します。参照波面は原器と呼ばれる非常に精度よく加工された基準平面ガラスや、基準レンズなどを用いて生成します。これに対し本研究で用いるシヤリング干渉計

では、測定しようとする波面と、それ自身をわずかにずらした波面とを干渉させることにより、原器を用いることなく自由度の高い測定を実現します。

研究開始当初はレンズメーカーとの共同研究により平行平面ガラス基板型横方向シヤリング干渉計の構築を行い、非球面レンズや形状に異常があるレンズの形状測定を遂行することができました。この研究の過程で一般的に軸対称性の形状をしているレンズを対象とした時、横方向にずらす方法により生じるいくつかの問題点に直面し、この研究課題の着想を得ました。軸対称シヤリング干渉計は波面の中心軸である光軸に対して半径方向と円周方向の直交する二方向のシヤリング干渉を組み合わせることで軸対称性の形状を精度よく測定しようとする装置です。今回いただいた助成金を用いて、この主要部分である波面回転機構と波面の拡大・縮小機構の構築を主に行いました。構築した干渉計を用いて球面試料からの反射光による干渉縞画像の取得に成功しました。現在は干渉計を除振機構を備えた光学定盤上に構築しています。共通光路干渉と呼ばれる外乱に頑強な構成を採用しており、装置化も見据えて開発研究を行っております。

私が所属する光産業創成大学院大学は、博士後期課程のみで一学年定員一〇名の規模の小さな大学院大学です。光技術の研究とその成果を活かした産

業化まで行うことを目的とし、学生と教員がそれぞれ独立した研究者であり、かつ「起業家」として活動を行っております。従来の「起業実践コース」に加え今年度より、所属する企業の中で新事業を開発する「新事業開発コース」を導入しました。また、企業との共同研究も積極的に行っており、多様なニーズに対応して光の新産業創成を目指しうる体制を整えております。このような状況下で研究者としての実績を上げ、次なる学生獲得や共同研究に繋げていくことが我々教員の課題となっております。今回、共同研究の中で得た着想を具現化するためのご支援をいただけたことは大変幸運であつたと感謝しております。この研究をもとに、共に産業創成に結実させるパートナーとしての学生さんの獲得を目指すとともに研究者個人としても今回いただいた助成に応えられるよう今後とも精進いたします。



光産業創成大学院大学

**受配者指定寄付金を
利用した外部資金の導入**
— 税の減免で
有効な募金活動を —

私学事業団が行う受配者指定寄付金とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、寄付者が指定した学校法人に対して、本事業団を通じて寄付していただく制度です。この制度を利用すると寄付者は税制上の優遇措置を受けることができます。学校法人は企業等から寄付金を受け入れやすくなります。

I 税制上の優遇措置

本事業団を通じて受配者指定寄付金制度を利用すると、寄付者である企業等は法人税法上で全額を損金に算入することができます。学校法人等に対する寄付にかかる各種税制上の優遇措置については、下の表をご覧ください。

II 受配者指定寄付金の対象事業

受配者指定寄付金の対象事業は、既設学校法人が設置する学校及び専修学校（授業時間数が二、〇〇〇時間以上の高等課程又は一、七〇〇時間以上の専門課程を設置するものに限る）が行う、教育もしくは研究に必要な費用又

学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

寄付の受け手	法人	個人
受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除額] = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限） - 2千円
特定公益増進法人	[損金算入限度額] = (資本等の金額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2 (注1) ◎ 限度額を超える金額は、その他の法人等への寄付として損金算入ができる	同上
一定の要件を満たした学校法人 (注2)		[所得控除額] = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限） または [税控除額] = [寄付金額 - 2千円] × 40%（所得税額の25%が限度）
国立大学法人 (国・地方公共団体)	寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除額] = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限） - 2千円
その他の法人等	[一般の損金算入限度額] = (資本等の金額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4 (注1)	所得控除は認められない

(注1) 平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用される損金算入限度額。
(注2) 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

は基金に充てるために実施する次の事業です。

- 一 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業
 - ① 教育研究に要する経常的経費
 - ② 寄附講座等基金 (注)
 - ③ 奨学基金 (注)
 - ④ 教育研究基金 (注)
 - ⑤ 敷地、校舎その他附属設備の取得費

⑥ ①及び⑤に要した借入金の返済費用 (注) 基金には、一定の期間に計画的に事業の経費に使用することができる基金(いわゆる「取崩し型基金」)を含みます。

二 既設学校法人が新たに学校等(学部、学科等)を設置するための事業
① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
② 初年度経常経費
新たに学校等を設置するための資金として寄付金を募集する際に受配者指定寄付金を利用する場合は、寄付金募集のための寄附行為変更認可が必要となります。

なお、学校法人を新たに設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査(個別指定)を行うため、本事業団では取り扱っていません。

III 受配者指定寄付金の取扱要件

寄付者からの寄付を受配者指定寄付金として学校法人が本事業団から配付を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 一 広く一般に募集され、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
 - ① 寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと(寄付者名を付した施設・設備、寄附講座等は特別の利益を受けるものには該当しません)
 - ② 寄付者が税制上の不当な軽減を企

図したものではありません

③ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと

二 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

三 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと

四 すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

五 原則として、一口の寄付金額が二、〇〇〇円以上であること

六 「II 受配者指定寄付金の対象事業」に掲げる事業のための寄付金であること(収益事業などに充てることはできません)

IV 受配者指定寄付金の事務の流れ

受配者指定寄付金にかかる事務の流れは次のとおりです。次頁の図と併せてご確認ください。

1 利用前

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を本事業団あてに提出してください。提出後、本事業団から寄付金の振り込みの際に必要となる銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を送付します。

2 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。学校法人は、寄付を申し出た企業・法人等に「寄付

申込書」(様式1-1)の作成・提出を依頼してください。

3 本事業団の指定銀行口座への振り込み

本事業団への振り込みは、学校法人が寄付者からの寄付金を預り金として取りまとめて振り込む方法と、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法があります。

4 寄付金の受け入れに必要な書類の提出

学校法人が寄付者から取りまとめた寄付金を本事業団に振り込んだ後(寄付者が直接本事業団に振り込む場合は、寄付者から学校法人に「寄付申込書」が提出された後)、寄付金の受け入れに必要な書類として、学校法人は次の書類(様式指定)を本事業団あてに提出してください。

- ① 「寄付申込書」(様式1-1)
 - ② 「受配者指定寄付金に係る確認書」(様式1-2)
 - ③ 「寄付金額が一、〇〇〇万円を超える場合のみ提出」
 - ④ 「寄付金振込報告書」(様式1-3)
 - ⑤ 「寄付者名および寄付金額一覧」(様式1-4)
- (③及び④は、学校法人が寄付金を取りまとめた本事業団に振り込む場合のみ提出)

5 「寄付金受領書」の受け取り

本事業団は、寄付金の入金や「寄付申込書」等の提出書類の確認を行い、

寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人あてに送付します。

本事業団から届いた「寄付金受領書」は、学校法人から寄付者あてに送付してください。

6 寄付金の配付申請

事業への支払い等に応じ、学校法人が寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」(様式2-1)、「寄付事業の概要」(様式2-2)及び事業にかかる根拠資料を本事業団あてに提出してください。

7 寄付金の配付

本事業団は、配付にあたって「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、配付額等を決定します。配付額等の決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人あてに送付し、配付決定額を本事業団から学校法人の口座へ振り込みます。

なお、配付申請から配付までの期間は一か月程度かかります。

8 実績報告書の提出

学校法人は、寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」(様式3-1)、「寄付金に係る事業の報告書」(様式3-2)及び事業にかかる根拠資料を本事業団あてに提出してください。

なお、実績報告書は毎年度五月に七月を提出期限として依頼しています。

9 寄付金確定通知書の送付
本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人あてに送付します。

V 寄付金システム

二十四年度より本事業団「学校法人ポータルサイト」内に新たに「寄付金システム」が追加されました。これにより①事業団入金情報、②寄付金受領書送付情報、③配付申請情報、④利用情報の確認ができます。ぜひご利用ください。

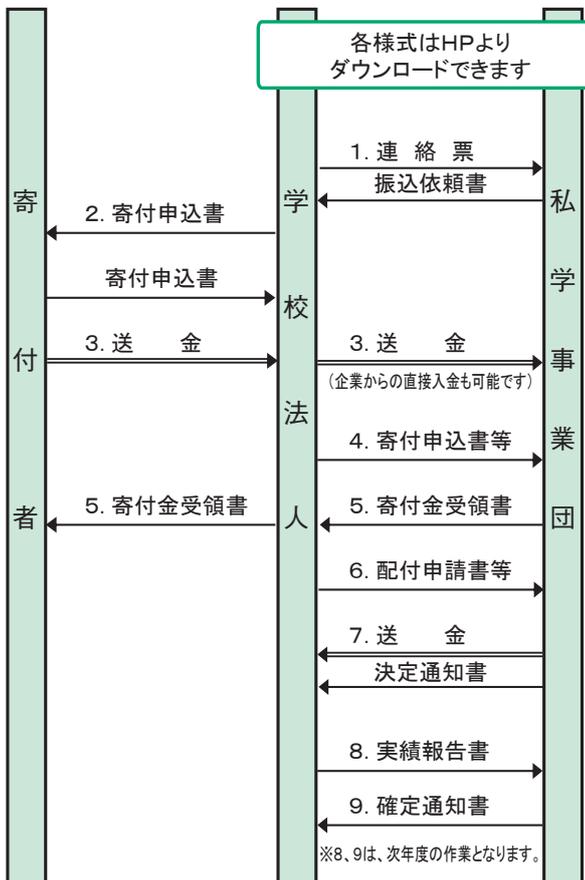
なお、本システムの利用には、電子証明書(法人番号)の親認証もしくは「法人番号301-310」の子認証(幼稚園・特別支援学校・専修学校法人は子認証のみ)が必要となります。

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ(助成業務)受配者指定寄付金受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

東日本大震災によって被災された私立学校を設置する学校法人におかれましても、復興のためにこの制度をご利用いただくことで寄付を受けることができます。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 助成部 寄付金課
 ☎ 〇三(三三三〇)七二七・七三二八
 Eメール kidukin@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金の事務の流れ



接骨院・整骨院の 施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院にかかるとき、加入者証が使用できない施術があることをご存知ですか。加入者証が使用できない施術を受けた場合、全額自己負担となります。加入者証が使える場合と使えない場合を正しく理解したうえで、接骨院・整骨院の施術を受けてください。

●加入者証が使えるとき

加入者証を使って接骨院・整骨院の施術を受けることができるのは、急性など外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）に限られます。

骨折・脱臼の施術は、応急処置などやむを得ない場合に限り、加入者証が使えません。

応急処置後の施術には医師の同意が必要で、医師の同意がない場合は、加入者証が使えません。

●加入者証が使えないとき

整形外科等で治療を受けながら同時に接骨院・整骨院の施術を受けた場合、



原則として接骨院・整骨院の施術分は療養費の適用になりません。また、次の場合も加入者証は使えません。

- ・加齢による単なる肩こり・腰痛
- ・スポーツ等による筋肉疲労
- ・病気（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ・単なるマッサージ代わりの利用など
- ・症状改善がみられない長期の施術
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）

●加入者証を使って施術を受けるときの 注意点

①負傷原因を接骨院・整骨院で正確にお伝えください。

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は、加入者証は使えません。また、交通事故に該当する場合は、私学事業団へご連絡ください。

②療養費支給申請書の内容を確認し、必ず自分で署名してください。

加入者証を使ったときは、接骨院・整骨院が加入者に代わって本事業団に療養費を請求することになります。

療養費支給申請書は加入者が柔道整復師に委任し、接骨院・整骨院が加入者に代わって施術にかかった費用の一部を本事業団に請求し支払いを受けるために必要な書類です。署名する場合は、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認のうえ、ご自身で署名してください。

③施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因（けがでなく病気による痛みが原因）も考えられますので、医師の診断を受けてください。



●施術内容の照会について

提出された「療養費支給申請書」について、適正な支払いを行うために、加入者に施術日数や施術内容について照会することがあります。照会文が届きましたら、対象となる加入者に渡してください。

震災対応

被災された方に対する
一部負担金の免除の
期限にご注意ください

業務部 短期給付課

東日本大震災で被災された方の一部負担金の免除は、福島原発災害による警戒区域等に居住されていた方を除き、平成二十四年九月三十日をもって終了となる予定です。

十月一日からは、本来の自己負担割合による一部負担金を医療機関等の窓口で支払うこととなりますので、ご注意ください。

◎福島原発災害により避難等の指示の出された地域（警戒区域等）に居住していた加入者や被扶養者は、引続き二十五年度二月二十八日まで一部負担金等が免除となります。該当する方で免除期限が九月三十日と記載された証明書をお持ちの方は、警戒区域等に居住していたことが確認できる書類を提出してください。

◎一部負担金等の免除期間中に、医療機関等の窓口で一部負担金を支払った場合は、還付請求ができます。

職務上・通勤途上の傷病や 交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使用してしまいう事例が多く見受けられます。加入者証等が使用できない場合や使用するにあたり届け出が必要な場合があります。

加入者証等が使用できない場合

職務上や通勤途上の傷病は労働者災害補償保険（労災保険）の適用になります。

● **仕事にケガをしたり、通勤途上で**

事故にあった等で医療機関の治療を受ける際には、加入者証等を使用することができません。被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。また、通勤途上の自動車等の事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。

詳しくは、労働基準監督署に相談してください。

● 労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則として治療に必要な費用の全額が給付されます。労災保険に該当するにもかかわらず誤って加入者証等を使用してしまうと自己負担が発生するため加入者等にとって不利益になります。

また、休業補償・後遺障害の補償・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっております。加入者等にとって有利です。

労災に該当するかどうかわからない場合には、労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証等を使用したときには、さかのぼって私学事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

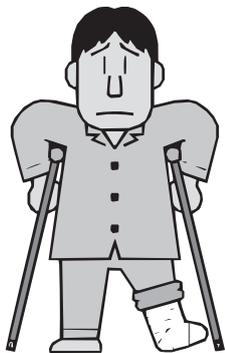
本事業団に届け出が必要な場合

● **交通事故等第三者加害行為によるケガ**で受診した際には加入者証等を使用できませんが、届け出をしていただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係まで連絡してください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。そのため加入者等には、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために、必要な書類を提出していただくこととなります。

● **加入者側の過失が大きく相手に賠償**請求ができないと考えられる場合

このようなときにも届け出は必要です。賠償請求できるかどうかは、本事業団で判断します。



● **警察への届け出は「人身事故」扱いで**保険診療を受けるためには、必ず警察へ事故の届け出をしてください。道路交通法による事故届には「人身事故」と「物損事故」がありますが、「物損事故」ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず「人身事故」として届け出てください。

● 示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第六九五条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまわないよう、示談書に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記するようにお願いします。

● このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず報告してください。

- 加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- 駐停車中の車に対する追突事故
- 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- スキー滑走中の衝突事故
- 他人の飼犬に咬まれた等のケガ
- 喧嘩や暴行によるケガ

税制改正に伴う 積立共済年金及び 生命保険料控除

福祉部 保健課

平成二十二年度税制改正において、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」に加えて新たに「介護医療保険料控除」が創設されたことにより、平成二十四年分所得税から各保険料控除の適用限度額が四万円となり合計十二万円に引き上げられました(ただし、特約の内容によっては、保険料控除の対象外のものもあります)。また、二十三年十二月三十一日以前に締結した保険契約等の保険料控除は従来どおり適用限度額は五万円とすることとされています。なお、住民税については、二十五年分から適用となります。この税制改正では、二十三年十二月三十一日以前の契約を「旧制度」、二十四年一月一日以降の契約を「新制度」として取り扱います。

これに伴い、積立共済年金及び共済定期保険についても、生命保険料控除の税制改正が適用されることとなります。各保険は私学事業団が契約者となっており、積立共済年金は二十三年十二月三十一日以前の契約をしていまして「旧制度」、共済定期保険は毎

共済業務

年契約更新していただきますので「新制度」の適用となります。詳しくは、二十四年七月十二日付け学校法人等あての通知文「税制改正に伴う積立共済年金及び共済定期保険の生命保険料控除について」を参照してください。

旧制度・新制度の控除枠と適用控除限度額 (参考：国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>)

旧制度適用契約			新制度適用契約		
契約日：平成23年12月31日以前			契約日：平成24年1月1日以降		
控除枠	適用限度額		控除枠	適用限度額	
	所得税	住民税		所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
			介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
			その他保険料 (控除対象外となる特約等)	—	—
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
全体所得控除限度額	10万円	7万円	全体所得控除限度額	12万円	7万円

※旧・新制度の一般・介護医療・年金の控除額を合計し全体の控除額とします(12万円が適用限度額)。

積立共済年金及び共済定期保険の生命保険料控除

積立共済年金「旧制度」		共済定期保険「新制度」	
控除枠	コース名	控除枠	コース名
一般生命保険料控除	自由選択コース	一般生命保険料控除	家族年金コース、3大疾病保障コース
個人年金保険料控除	税制適格コース	介護医療保険料控除	医療保障コース、長期休業補償コース、医療費支援コース(疾病特約、女性疾病特約)
		その他保険料(控除対象外となる特約等)	医療費支援コース(傷害特約)

※積立共済年金については「旧制度」の適用となり変更ありませんが、共済定期保険については従来はすべて一般生命保険料控除の適用でしたが、今後は「新制度」の適用となり、控除枠が上記のとおりとなります。

被用者年金制度一元化 法案等の動向

企画室(共済事業本部)

本国会に提出されている「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」については、本誌六月号でその概要をお知らせしましたが、民主・自民・公明の三党合意による修正がされた年金機能強化法案・消費増税関連法案などとともに、六月二十六日の衆議院本会議で可決されました。

これら法案は、今後、参議院での審議を経て、九月八日までの会期内に成立を目指すこととされています。

また、公務員・私学教職員に対する三階部分(職域部分)廃止後の新三階年金に関し、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」において七月五日に最終報告が取りまとめられました。

報告書では、国家公務員の『退職給付の一部に民間におけるキャッシュ・バランス方式を参考とした年金(「年金払い退職給付」)を導入することが適当である』とされ、私立学校教職員の年金制度については、その年金制度の経緯や意義に鑑みて、公務員の年金制度に準じた制度を設けていくことが適当と考えるとされています。この報告書については、私学共済ホームページ(年金制度改革の動向について)で閲覧することができます。

平成二十四年度
特定健康診査等の確実な実施に向けて
 — 学校法人等のご協力をお願いします —

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査・特定保健指導の実施については、六月下旬に学校法人等へご案内をしています。

加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健康診査を活用しますので、学校法人等からの健康診査データの提出が、実施率に大きく影響します。今年度もさらなるご協力をお願いします。

特定健康診査

健康診査データの作成・提出

加入者の健康診査結果データについては、六月下旬に対象校へ送付したガイドブック「四十歳からの元気をサポートする本」の十二・十三頁に従い、作成・提出してください。

(1) 提出時の必須項目の確認

健康診査結果データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。健康診査結果データを提出する際には、下表の必須項目に漏れがないようご確認ください。

必須項目	
健康診査年月日 (※①)	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪
肝機能	GOT・GPT・γ-GTP
血糖	空腹時血糖又はHbA1c(JDS値) (※③)
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質問票 (※②)	「血圧」「血糖」「コレステロール」それぞれを下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

昨年度、特に不備が多かった項目は次のとおりです。

※①健康診査年月日

特定健康診査に替えることができる定期健康診査は当該年度中に実施した健康診査に限ります。健康診査日が二十四

年度中(二十四年四月一日～二十五年三月三十一日)であるものを提出してください。

※②質問票

特定健康診査では、健康診査結果のほかに質問(問診)項目として「血圧」「血糖」「コレステロール」それぞれを下げる薬の使用の有無・喫煙の有無の回答が必須となります。

学校法人等で行う定期健康診査を健康診査へ委託する際には、問診項目に前記薬の使用の有無・喫煙の有無を含めるようご協力ください。

※③空腹時血糖値又はHbA1c(JDS値)

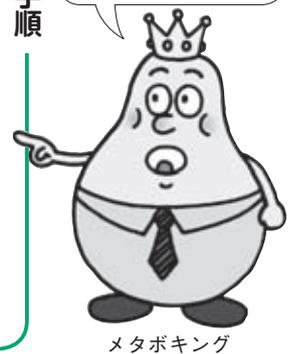
特定健康診査では、空腹時血糖の値を必須項目としていますが、随時血糖の値で提出される学校法人等が多く見受けられます。血糖値の測定に際しては、定期健康診査を実施する健康診査に確認し、空腹時血糖の測定が難しい場合はHbA1c(JDS値)を必ず記入してください。

(2) Excelデータ作成・チェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載している「Excelデータ作成・チェック機能」を使用することにより不備のない健康診査結果データの作成・提出ができます。ぜひご活用ください。

「Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください

操作手順



メタボキング

① 私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」▼特定健康診査・特定保健指導から「健康診査提出用Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。

② 「健康診査結果・質問票項目」シートに対象者の健康診査結果を入力してください。

③ 健康診査結果入力後「メニュー」シートの健康診査結果データチェック実行ボタンを押し、入力した健康診査結果データのチェックを実行してください。

④ 入力した健康診査結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度③の要領で、データチェックを実行してください。

⑤ 入力した健康診査結果に不備がなければ「メニュー」シートの提出データ等出力ボタンを押し、FD・CD・Rなどの磁気媒体に健康診査結果データを保存してください。

◎ 保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

共済業務の相談窓口—ご利用ください—

広報相談センター相談班

私学事業団では、事務担当者の方や加入者・年金者の皆様から年金や医療をはじめ共済業務に対する相談を受けています。

相談は直接来所していただくほか、電話又は文書でも受け付けていますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせの内容によっては、加入者番号をお伺いすることがあります。加入者証で記号番号を確認のうえ、ご相談ください。

なお、加入者番号が不明な場合は、氏名・生年月日・学校名・加入期間等から記録確認しますので、時間がかかることもあります。

■相談体制

共済業務の相談は、共済事業本部の広報相談センター相談室、各ガーデンパレス（東京・京都を除く）の共済業務課のほか、本事業団が委嘱している私学共済相談員（次頁参照）が受けています。

■相談受け付け

月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除く）

午前九時～午後五時十五分
※私学共済相談員は午後一時～四時

■電話による相談

休み明けや午前中は電話が混雑しますので、比較的空いている午後にお問い合わせくださるようご協力お願いします。

■文書による相談

正確な回答を行うためにも、相談内容は出来るだけ詳しく記入してください。日中の連絡先電話番号を必ず記入してください。

■年金の試算

五十歳以上の方を対象に退職共済年金の試算（見込み額）を受けています。試算を依頼される際には加入者番号・氏名・生年月日等の確認が必要です。

年金の試算は個人情報に関する内容ですので、代理人（事務担当者や家族）が依頼する場合には、本人の委任状が必要ですが、

「年金見込み額算出依頼書」及び「委任状」の書式見本は私学共済ホームページ「年金コーナー」▼年金加入記録

等の照会▼年金試算（見込み額）の申し込み」に掲載しています。

※年金請求方法についてのお問い合わせの際には、他の公的年金制度の加入履歴等を確認のうえ、ご相談ください。

私学共済ホームページ「こんなときどうする?」（年金コーナー）も併せて活用してください。

■様式用紙等の請求

○様式用紙等の請求専用ファクシミリを設置しています。請求の際には必要用紙名と枚数（様式番号のみの記載不可）及び①学校番号②学校名③送付先住所④担当者名⑤電話番号を明記してください。

○様式用紙等は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードすることもできます。なお、一部の用紙はダウンロードが出来ませんが、ファクス専用請求フォームをダウンロードいただき、様式用紙等請求専用ファクシミリ（番号は下記参照）に送付してください。

【共済業務の相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号	
広報相談センター相談室	03(3813)5321(代表)	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)	092(713)3581
私学共済相談員（年金試算を除く）	次ページを参照してください		

私学共済相談員一覧

相談日／月曜日～金曜日 午後1時～4時

事務担当者の相談窓口として相談員制度を設けています。事務手続きなどについてお気軽にご相談ください。

平成24年4月1日現在

県名	氏名	所属学校等	学校所在地	電話番号
青森	おさない ひろみつ 長内弘光	弘前学院本部	〒036-8577 弘前市稔町13-1	0172(36)5224
山形	おぎまゐる みこ 小座間瑠美子	山形学院高等学校	〒990-0039 山形市香澄町3-10-8	023(641)4116
福島	さとう じろう 佐藤二郎	コングレガシオン・ド・ノートルダム	〒960-8112 福島市花園町3-6	024(531)6805
群馬	たしろ ぶんえ 田代文衛	樹徳高等学校	〒376-0023 桐生市錦町1-1-20	0277(45)2258
石川	あべ れいこ 安部玲子	北陸学院法人事務局	〒920-1396 金沢市三小牛町イ-11	076(280)3858
山梨	はやかわ ゆみこ 早川由美子	東海大学甲府高等学校	〒400-0063 甲府市金竹町1-1	055(227)1111
長野	まるやま まさき 丸山正樹	松本大学	〒390-1241 松本市新村2095-1	0263(48)7200
岐阜	たかい としき 高井俊樹	美濃加茂高等学校	〒505-0027 美濃加茂市本郷町7-6-60	0574(26)7181
滋賀	いのうえ きよひさ 井上清久	滋賀短期大学	〒520-0803 大津市竜が丘24-4	077(524)3605
奈良	ゆたに あきお 湯谷明生	帝塚山大学	〒631-0034 奈良市学園南3-1-3	0742(43)4433
和歌山	にしおか ゆきお 西岡幸男	開智高等学校	〒640-8481 和歌山市直川113-2	073(461)8080
鳥取	おかもと ともみ 岡本知巳	米子北高等学校	〒683-0804 米子市米原6-14-1	0859(22)9371
島根	たけうち としゆき 竹内利幸	出雲北陵高等学校	〒693-0073 出雲市西林木町3	0853(21)1871
山口	おかもと あきら 岡本朗	山口県鴻城高等学校	〒754-0002 山口市小郡下郷258-2	083(972)0307
佐賀	まえだ あきとし 前田昭俊	佐賀学園高等学校	〒840-0801 佐賀市駅前中央2-9-10	0952(30)4281
長崎	もとおか よしひこ 本岡吉彦	長崎国際大学	〒859-3243 佐世保市ハウステンボス町4-3	0956(27)0666
宮崎	なかやま きよのぶ 中山清信	宮崎日本大学高等学校	〒880-0121 宮崎市島之内6822-2	0985(39)1121
鹿児島	ふじさき くみこ 藤崎久美子	川島学園本部	〒891-0101 鹿児島市五ヶ別府町3591-3	099(286)1515

共済業務

災害貸付

水震火災その他の非常災害により資金を必要とするとき

福祉部 貸付課

申し込み資格

加入者期間が引き続き一年以上の加入者（任意継続加入者を除きます）

貸付額

標準給与の月額額の六か月分相当額の範囲内（限度額二〇〇万円）

貸付利率

年二・〇〇％
（平成二十四年四月現在の特例利率）

申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に公共機関が発行するり災証明書を添付し、学校法人等を経由して申し込んでください。

申込受付期間

災害発生日以後六か月以内です。

東日本大震災にかかる特例住宅貸付については、私学共済ホームページ（東日本大震災への対応（共済業務）をご覧ください。）



〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

標準給与基礎届書の提出はお済みですか

平成24年の「標準給与基礎届書」が未提出の場合は、至急提出してください。【資格課】

私学共済ホームページをご活用ください

◎事務担当者用ログインページ

「事務担当者コーナー」に専用のログインページを設置し、「事務の手引」等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは広報班までお問い合わせください。

◎様式用紙等のダウンロード

①キーワード、②内容別(分類)、③用紙名(あいうえお順)の3つの方法から必要な用紙を探すことができます。

◎標準処理期間

私学事業団が届け出や請求を受け付けてから処理するまでの標準的な期間(郵送期間を除きます)を「事務担当者コーナー」に掲載しています。

すべての手続きがこの期間内に処理されることをお約束するものではありませんが、書類に不備がない場合のおよその目安となります。

この他にも「こんなときどうする?」、「年金コーナー」、「しがくのやど」、「刊行物のコーナー」、「英文での解説ページ」等、様々なコーナーがありますので、ぜひご利用ください。【広報班】

無効の加入者証回収と返納のお願い

加入者(任意継続加入者も含む)の資格喪失及び被扶養者の取り消しに伴い、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証は必ず返納してください。

- ① 加入者証等を紛失し、返納できないときは、「加入者証等返納不能届書」を提出してください。
- ② 加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、返納してください。【資格課】

平成24年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月5日(木)、仙台ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成24年度議題】

- (1) 私学事業団(共済事業)の現況について
- (2) 都道府県補助金について
- (3) 事務委嘱規程について
- (4) 被用者年金制度の一元化法案について
- (5) 私学事業団(共済事業)からの業務連絡等について
- (6) 東日本大震災の対応等について
- (7) その他

【総務課】

加入者向広報「レター」9月号等の送付

加入者向広報「レター」9月号を8月下旬より、学校法人等あてに送付します。送付物は7月末現在の加入者数で送付します。部数が不足している場合は、広報班までご連絡ください。【広報班】

8月の共済業務スケジュール



2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 7月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 9月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金 7月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	貸付 9月24日送金申し込み締め切り 掛金 7月分納期限

9月の共済業務スケジュール



3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 8月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」特集記事

「魅力あふれる学校づくりを目指して」 記事募集

「月報私学」では、特集記事の原稿を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者を紹介して下さる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ▶「刊行物」▶「特集記事募集について」をご覧ください。また、過去に掲載した記事は、連載記事のアーカイブにまとめて掲載していますので、そちらも参考にしてください。

皆様からのご応募をお待ちしております。

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団 企画室
☎03(3230)7810・7811
Eメール kikaku@shigaku.go.jp

人事異動

職員の〔 〕内は前職

◆役員等

監事(非常勤)

退任 岸田 宏 隆
(平成24年6月30日付)

就任 小林 喜 男
(平成24年7月1日付)

◆本部職員 (平成24年7月1日付)

助成部次長

兼助成部補助金課長事務取扱

小瀬 孝 雄
〔補助金課長〕



助成業務

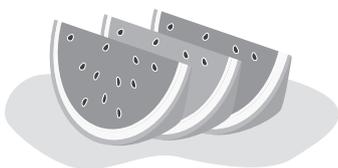
〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

平成23年度版「今日の私学財政」を 送付します

平成23年度学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査にご協力いただいた該当する部門を設置する学校法人等を対象に、平成23年度版「今日の私学財政」(幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編)を8月上旬に送付いたします。

今後の学校経営の中で、財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7840~7843
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp



助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成24年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

※払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込依頼書)」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄にご記入のうえ、振り込みを行ってください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。特に9月は約定償還月にあたります。お忘れのないようお願いいたします。

融資部 融資課

☎03(3230)7869~7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

近世武家文化の舞台を彩る地 名古屋へようこそ

徳川家康は、尾張の首府・清須を名古屋に移転させる「清州越し」、天守閣の築城、区画の整備（碁盤割）などにより、名古屋の発展の礎を築きました。今もなお点在する遺構に往時の武家文化を偲ぶことができます。歴史をたどる旅にお出かけください。

土日エコきっぷ付き 宿泊プラン

名古屋の観光名所巡りに最適な市バス・地下鉄の
1日乗車券付き宿泊プラン(土・日・祝日限定)です。
1名様 1泊 シングルルーム **7,100円**



選べる！名古屋名物宿泊プラン

人気の名古屋名物「味噌カツ」「ひつまぶし」
「味噌煮込みうどん」「手羽先と三河地鶏」
からお選びいただける夕食付きです。

1名様 1泊2食 **9,300円**
※2名様からご利用いただけます。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022
 (JR「名古屋」駅から地下鉄で「栄」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-nagoya.com>

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成24年8月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊 戯室等の建築事業等並びに校 (園)地の買収事業等	年% 1.5	年% 0.8	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミ ナーハウス等の建築事業並び に当該施設建築のための土地 買収事業等	1.6	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専 修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間
を含めて最大20年）・固定金利・元金均等
償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感
のある」本事業団資金のご利用を検討され
てはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受
付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp